

平成28年度第2回和泉市総合教育会議

日時：平成28年12月22日（木）

午後5時から

場所：3号館3階市議会委員会室

次 第

1 議事

(1) 学力向上に向けた取組みについて

- 「子供の貧困対策」にかかる和泉市の取組状況について
(資料1-1、1-2【前回資料の修正版】)

※和泉市における「就労支援の取組み」を追加

- ・「資料1-1」P3（網掛け部分）
- ・「資料1-2」P5

- 実施を検討している「学力向上に向けた取組み」について（資料2）

(2) いじめ防止対策について

- 「和泉市いじめ防止基本方針（案）」について（資料3）

2 その他

3 閉会

＜子供の貧困対策に関する大綱の体系と主な取組み＞

（子供の貧困対策の意義）	子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
（大綱策定の意義）	全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

【基本的な方針】

貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。	第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。	子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。	子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。	教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。	保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。	経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。	官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。	当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

【指標の改善に向けた当面の重点施策（NO. 1）】



【指標の改善に向けた当面の重点施策(No. 2)】

2. 生活の支援

	取組の担当部・課	取組の名称
(1) 保護者の生活支援		
① 保護者の自立支援 ・生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援	生きがい健康部 福祉総務課	(12) 生活困窮者自立支援事業
・ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境の整備 (就業支援専門員の配置、家庭生活支援員の派遣)	(こども部) こども未来室	(13) 母子父子自立支援員相談
・ひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談の実施		
② 保育等の確保 ・保育所の整備等の推進	(こども部) こども未来室	(14) 保育所定員増に向けた取組
・放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進	<生涯学習部> 青少年センター <生涯学習部> 生涯学習課 <生涯学習部> 生涯学習課	(15) 子どもすこやか広場 (16) 留守家庭児童会 (17) 放課後子ども教室
③ 保護者の健康確保 ・ひとり親家庭への相談支援	(再)(こども部) こども未来室	(13) 母子父子自立支援員相談
・養育についての相談、助言	(こども部) こども未来室	(18) 養育支援家庭訪問
④ 母子生活支援施設等の活用		
(2) 子供の生活支援		
⑤ 児童養護施設等の退所児童等の支援	《市町村対象外》	
⑥ 食育の推進に関する支援 ・栄養指導の機会等を活用した地域における食育の推進	<生涯学習部> 青少年センター	(19) 給食事業
⑦ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援 ・居場所づくりを含む学習支援事業の実施	(こども部) こども未来室	(20) ひとり親家庭学習支援
・(再掲)保育所の整備等の推進	(再掲)(こども部) こども未来室	(14) 保育所定員増に向けた取組
・(再掲)放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進	(再掲)<生涯学習部> 青少年センター (再掲)<生涯学習部> 生涯学習課 (再掲)<生涯学習部> 生涯学習課	(15) 子どもすこやか広場 (16) 留守家庭児童会 (17) 放課後子ども教室
(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備		
⑧ 関係機関の連携		
(4) 子供の就労支援		
⑨ ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援		
⑩ 親の支援のない子供等への就労支援		
⑪ 定時制高校に通学する子供の就労支援		
⑫ 高校中退者等への就労支援		
(5) 支援する人員の確保等		
⑬ 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	《市町村対象外》	
⑭ 相談職員の資質向上		
(6) その他の生活支援		
⑮ 妊娠期からの切れ目ない支援等	生きがい健康部 健康づくり推進室	
⑯ 住宅支援 ・子育て世帯等の居住安定を支援		(大阪府)
・住宅資金や転宅資金の貸付けを通じてのひとり親家庭の住宅支援	(こども部) こども未来室	(21) 母子父子寡婦福祉資金
・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給	生きがい健康部 福祉総務課	(22) 生活困窮者自立支援事業

「子供の貧困対策」にかかる和泉市の取組み状況
 <子供の貧困対策に関する大綱の体系と主な取組み>

【指標の改善に向けた当面の重点施策(No. 3)】

3. 保護者に対する就労の支援

取組の担当部・課

取組の名称

【和泉市における就労支援の取組み】

《環境産業部》	商工労働室	【1】和泉市無料職業紹介センター
《環境産業部》	商工労働室	【2】就職情報フェア
《環境産業部》	商工労働室	【3】職業能力開発奨励補助金
《環境産業部》	商工労働室	【4】若者支援セミナー
《環境産業部》	商工労働室	【5】職業能力開発講習会
<総務部>	人権・男女参画室	【6】再就職チャレンジ支援講座

① 親の就労支援

- ・ 児童扶養手当受給者に対し、就業を軸とした自立支援を行う。
- ・ 就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援等、きめ細かい支援の実施
- ・ 生活保護受給者が積極的に求職活動に取り組むための就労活動促進費の支給
- ・ 保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給

(こども部)	こども未来室	(23) ひとり親家庭プログラム策定
生きがい健康部	福祉総務課	(24) ぐらしサポートセンターにおける就労支援
生きがい健康部	生活福祉課	(25) 生活保護受給者の就労支援
生きがい健康部	生活福祉課	(26) 就労活動促進費の支給
生きがい健康部	生活福祉課	(27) 就労自立給付金

② 親の学び直しの支援

- ・ 自立支援教育訓練給付金事業の活用
- ・ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合に高等学校等就学費を支給

(こども部)	こども未来室	(28) 高等職業自立支援給付金
(こども部)	こども未来室	(29) 教育訓練給付金
生きがい健康部	生活福祉課	(30) 高等学校等週学費

③ 就労機会の確保

- ・ ひとり親家庭の在宅就業支援を推進

4. 経済的支援

- ① 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ② ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- ③ 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- ④ 教育扶助の支給方法
- ⑤ 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- ⑥ 養育費の確保に関する支援

(こども部)	こども未来室	(31) 児童扶養手当の支給見直し
(こども部)	こども未来室	(32) 母子父子寡婦福祉資金 (大阪府)
生きがい健康部	生活福祉課	(33) 教育扶助
生きがい健康部	生活福祉課	(34) 高校進学の支援

5. その他

- ① 国際化社会への対応

子供の貧困対策に関する大綱の体系と主な取組み（修正版）

（資料1-2）

＜教育委員会 学校教育部＞

【指標の改善に向けた当面の重点施策】

1. 教育の支援

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

① 学校教育による学力保障

- ・ 少人数の習熟度別指導や放課後補習を行うための教職員等の指導体制を充実

取組名称	(1)教員の加配	H28年度予算
開始時期	平成20年度 (担当課) 指導室	12,450千円
取組の内容と現状等	○国・府加配教員数 58名(小学校31名、中学校27名) ○全中学校区に市費非常勤講師を配置(小中一貫教育の推進強化を図る) <加配教員を活用した取組> ・チームティーチング …複数の教師が協力して授業を行う指導方法 ・習熟度別分割授業 …学級を習熟度別に複数のグループに分け、少人数で授業を行う指導方法 ・均等分割授業 …学級を習熟度に関わらず、均等に複数のグループに分け、少人数で授業を行う指導方法	

取組名称	(2)学力向上サポーターの派遣	H28年度予算
開始時期	平成26年度 (担当課) 指導室	1,620千円
取組の内容と現状等	自学自習の指導体制強化を図るため、学力向上サポーター(元教員、学生、地域の方が登録)を「放課後学習」や「子ども学び広場(教育センター)」に派遣。基礎基本を徹底することによる児童生徒の学力の定着及び学習習慣の定着に重点を置いている。 <派遣状況> ○登録者数 26名 ・派遣小学校数 12校 ・派遣中学校数 3校	

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- ・ 地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進
- ・ スクールカウンセラーの配置推進

取組名称	(3)スクールソーシャルワーカーの配置	H28年度予算
開始時期	平成19年度 (担当課) 指導室	4,200千円
取組の内容と現状等	3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、市福祉部局等との連携を図りながら児童生徒及びその家庭に対し、福祉的な視点での支援を実施。 <平成27年度活動実績(平成27年度)> ・子ども・保護者との面談 59件 ・教員等へのコンサルテーション 679件 ・関係機関等との連携ケース会議 110件	

取組名称	(4)スクールカウンセラーの配置	H28年度予算
開始時期	平成13年度 (担当課) 指導室	5,390千円
取組の内容と現状等	不登校・いじめ・家庭問題等に関する児童生徒及び保護者の相談に応じるためスクールカウンセラーを配置。 <配置状況(平成28年度)> ○小学校 21校中 14校に配置(順次配置校拡大) ○中学校 全校(10校)配置【府事業】	

③ 地域による学習支援

- ・ 学校運営協議会制度の設置の促進

取組名称	(6)地域教育協議会による教育活動支援	H28年度予算
開始時期	平成12年度 (担当課) 指導室	1,500千円
取組の内容と現状等	学校行事の運営支援、放課後学習のサポート、部活動の指導補助等について、各中学校区で設立された「地域教育協議会」に委託し、地域による学習支援を実施。	

④ 高等学校等における就学継続のための支援

取組名称	(7)進路選択の支援	H28年度予算
開始時期	平成14年度 (担当課) 指導室	
取組の内容と現状等	中学校卒業時に支援を要する生徒の実態把握を行い、生徒の進路状況の集約や就学継続に向けたサポートを実施。 <取組実績(平成27年度)> ・ケース連絡会議 2回 ・高校訪問等 25件	

(3)就学支援の充実

⑤ 義務教育段階の就学支援の充実

- ・ 各市町村における就学援助の活用・充実

取組名称	(8)就学援助	H28年度予算
開始時期	(担当課) 指導室	317,863千円
取組の内容と現状等	経済的な理由によって学校の費用にお困りの保護者に対し、その一部を援助。(入学準備金、給食費、医療券等) <認定実績(平成27年度)> 小中の全児童・生徒数 17,249人の内、認定者 3,433人(認定率 19.9%)	

⑥ 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減

取組名称	(9)奨学金制度	H28年度予算
開始時期	昭和61年 (担当課) 指導室	
取組の内容と現状等	「和泉市奨学基金条例」に基づき、向学心がありながら経済的理由により就学が困難な生徒を支援。 <支援実績> 平成27年度までの貸与者総数 612名	

⑦ 特別支援教育に関する支援の充実

- ・ 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援充実

取組名称	(10)特別支援教育就学奨励費	H28年度予算
開始時期	(担当課) 指導室	22,317千円
取組の内容と現状等	支援学級就学の保護者負担の一部を援助。(所得制限有) <支援実績(平成27年度)> ・小学校 271名 ・中学校 75名 (計 346名)	

(6)その他の教育支援

⑫ 子供の食事・栄養状態の確保

- ・ 学校給食の普及・充実及び食育の推進

取組名称	(11)全小中学校における自校式給食の実施	H28年度予算
開始時期	昭和34年 (全校実施は昭和35年) (担当課) 教育総務室	307,444千円
取組の内容と現状等	○全小中学校において自校式給食を完全実施。 ○第2次和泉市食育推進計画及び第2次和泉市食育行動計画のもと、食育の充実に向けた取組を推進。	

子供の貧困対策に関する大綱の体系と主な取組み

＜教育委員会 生涯学習部＞

【指標の改善に向けた当面の重点施策】

1. 教育の支援

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

③ 地域による学習支援

・放課後子供教室や教育支援活動等の取組による放課後等の学習支援を充実

取組名称	(5)青少年自学自習支援事業	H28年度予算
開始時期	昭和48年 (担当課) 青少年センター	20千円
取組の内容と現状等	富秋・信太中学校の生徒を対象に、定期テスト前に勉強会を実施。 <実施状況(平成27年度)> ・開催日 32日 ・参加延べ人数 103名	

2. 生活の支援

(1)保護者の生活支援

② 保育等の確保

・放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進

取組名称	(15)子どもすこやか広場事業	H28年度予算
開始時期	昭和48年 (担当課) 青少年センター	12,811千円
取組の内容と現状等	市域北部の7小学校を対象に、放課後及び長期休みにおける安心・安全な居場所を提供。 <実施状況(平成27年度)> ・放課後 開催日 198日 参加延べ人数 5,402人 ・長期休み 開催日 46日 参加延べ人数 2,212人	

取組名称	(16)留守家庭児童会(仲よしクラブ)	H28年度予算
開始時期	昭和48年度 (担当課) 生涯学習課	278,249千円
取組の内容と現状等	市内19小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊び場および生活の場を提供。 <拡充の経過> ・平成21年度 開設時間を午後5時から午後5時半に延長 ・平成22年度 開設時間を午後5時半から午後6時に延長 ・平成27年度 対象を低学年から高学年まで拡大 ・平成28年度 開設時間を午後6時から午後7時に延長(10月実施)	

取組名称	(17)放課後子ども教室(げんきっ子プラザ)	H28年度予算
開始時期	平成20年度 (担当課) 生涯学習課	4,166千円
取組の内容と現状等	放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保するため、地域の参画によりソフトボールや読み聞かせ等さまざまな活動を実施。 <平成27年度実施状況> 市内15校区(国府、信太、幸、鶴山台南、鶴山台北、黒鳥、緑ヶ丘、芦部、南横山、青葉はつが野、光明台南、光明台北、横山、南池田、池上)	

(2)子供の生活支援

⑥ 食育の推進に関する支援

・栄養指導の機会等を活用した地域における食育の推進

取組名称	(19)給食事業	H28年度予算
開始時期	昭和48年 (担当課) 青少年センター	2,787千円
取組の内容と現状等	食育を目的に、毎週金曜日に「手作りおやつ」、毎週土曜日及び長期休みに「給食」を提供。 <実施状況(平成27年度)> ・手作りおやつ 1,572食 ・給食 3,763食	

子供の貧困対策に関する大綱の体系と主な取組み

<教育委員会 こども部>

【指標の改善に向けた当面の重点施策】

2. 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

- ・ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境の整備
- ・ひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談の実施

取組名称	(13)母子父子自立支援員相談事業	H28年度予算
開始時期	平成15年度 (担当課) こども未来室	
取組の内容と現状等	ひとり親家庭が抱える様々な問題や悩みに対し、支援員が面談及び電話相談を実施。 <相談日時> 月・火・水・金曜日の午前9時から午後5時15分まで <相談実績(平成27年度)> 328件	

② 保育等の確保

- ・保育所の整備等の推進

・新光明池 389,203千円
・和泉緑ヶ丘 64,350千円
・Kid'sまゆみ 282,947千円(繰越し)

取組名称	(14)保育所定員増に向けた取組	H28年度予算
開始時期	(担当課) こども未来室	736,500千円
取組の内容と現状等	民間認定こども園等への施設整備補助及び認定こども園へ移行する民間園への施設整備補助を実施。 <補助実績(平成27年度)> ・補助園数 4園 補助額 217,898千円	

(27年度)
・和泉ひかり(建替) 27,788千円
・光明台幼稚園(改築) 21,410千円
・チャイルド(改築) 152,200千円
・みのり(設置) 16,500千円

③ 保護者の健康確保

- ・養育についての相談、助言

取組名称	(18)養育支援家庭訪問事業	H28年度予算
開始時期	平成18年度 (担当課) こども未来室	360千円
取組の内容と現状等	乳幼児の養育について、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、家庭訪問支援員訪問し、育児相談や簡単な家事援助を実施。 <訪問実績(平成27年度)> ・訪問家庭数 15家庭 ・訪問回数 延べ109回	

(2) 子供の生活支援

⑦ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援

- ・居場所づくりを含む学習支援事業の実施

取組名称	(20)ひとり親家庭学習支援事業	H28年度予算
開始時期	平成25年度 (担当課) こども未来室	388千円
取組の内容と現状等	ひとり親家庭の子どもを対象に学習支援を実施。平成25、26年度は和泉市母子福祉会に委託。平成28年度は、桃山学院大学の学生を講師として、サードプレイス(ロードインいずみ内)及び信太・富秋中学校において学習支援を実施。 <支援実績> ・平成25年度 46回、延べ 293人 ・平成26年度 45回、延べ 177人	

(6) その他の生活支援

⑩ 住宅支援

- ・住宅資金や転宅資金の貸付けを通じてのひとり親家庭の住宅支援

(住宅資金・転宅資金)

取組名称	(21)母子父子寡婦福祉資金	H28年度予算
開始時期	(担当課) こども未来室	
取組の内容と現状等	<府事業のため、市は申請受付のみ> ひとり親家庭および寡婦の経済的自立を図るため、子どもの進学、親自身の技能習得や転宅等に資金を貸し付ける制度。 <受付実績(平成27年度)> 0件	

3. 保護者に対する就労の支援

① 親の就労支援

- ・児童扶養手当受給者に対し、就業を軸とした自立支援を行う。

取組名称	(23)ひとり親家庭プログラム策定事業	H28年度予算
開始時期	平成24年度 (担当課) こども未来室	
取組の内容と現状等	就職を希望する児童扶養手当を受給するひとり親家庭の親に対し面談を行い、ハローワークと連携を図りながら就労支援を実施。 <支援実績(平成27年度)> 52名	

② 親の学び直しの支援

- ・自立支援教育訓練給付金事業の活用

取組名称	(28)高等職業自立支援給付金	H28年度予算
開始時期	平成15年度 (担当課) こども未来室	23,122千円
取組の内容と現状等	ひとり親家庭の親が、自立に結びつきやすい資格を取得するため養成機関に通学する場合、生活費の補てんとして給付金を支給。 <支給額> ・市町村民税課税世帯 70,500円 ・市町村民税非課税世帯 100,000円 <支給実績(平成27年度)> 17名	

取組名称	(29)教育訓練給付金	H28年度予算
開始時期	平成15年度 (担当課) こども未来室	120千円
取組の内容と現状等	雇用保険の受給資格のないひとり親家庭の親が、給付金対象講座を受講し、修了した場合に、受講費用の60%(1万2千円以上で20万円を上限)を支給。 <支給実績(平成27年度)> 0件	

4. 経済的支援

① 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

取組名称	(31)児童扶養手当の支給見直し	H28年度予算
開始時期	平成26年度 (担当課) こども未来室	
取組の内容と現状等	公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当に満たない場合は、その差額を支給。 <支給実績(平成27年度)> 13名	

③ 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大

取組名称	(32)大阪府母子寡婦父子福祉資金	H28年度予算
開始時期	平成27年度 (担当課) こども未来室	
取組の内容と現状等	<府事業のため、市は申請受付のみ> ひとり親家庭および寡婦で、子どもの就学や親自身の技能習得する場合、不足する資金を貸し付ける制度。 <受付実績(平成27年度)> 0件	

子供の貧困対策に関する大綱の体系と主な取組み

＜生きがい健康部＞

【指標の改善に向けた当面の重点施策】

2. 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

- 生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援

取組名称	(12)生活困窮者自立支援事業	H28年度予算
開始時期	平成27年度 (担当課) 福祉総務課	3,827千円
取組の内容と現状等	生活に困りごと(就労・借金等)を抱えた方の自立支援を目的に、総合支援窓口(くらしサポートセンター)を設置し、情報提供や関係機関につなぐことにより、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援を実施。 ＜相談実績(平成27年度)＞ 334件	

(6) その他の生活支援

⑥ 住宅支援

- 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給

取組名称	(22)生活困窮者自立支援事業	H28年度予算
開始時期	平成27年度 (担当課) 福祉総務課	4,689千円
取組の内容と現状等	離職等の日から2年以内で、住宅を喪失している又は喪失するおそれがある65歳未満の方を対象に、円滑な就職活動と早期の就労自立を目的に、住居確保のための給付金(家賃相当分)を支給。 ＜給付実績(平成27年度)＞ 13件	

＜支給上限額＞

世帯人数	支給金額(円)
単身世帯(1人)	39,000
複数世帯(2人)	42,000
" (3~5人)	51,000
" (6人)	55,000
" (7人以上)	61,000

3. 保護者に対する就労の支援

① 親の就労支援

- 就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援等、きめ細かい支援の実施
- 生活保護受給者が積極的に求職活動に取り組むための就労活動促進費の支給
- 保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給

取組名称	(24)くらしサポートセンターにおける就労支援	H28年度予算
開始時期	平成27年 (担当課) 福祉総務課	12,677千円
取組の内容と現状等	離職者に対して、市無料職業紹介センターやハローワーク等と連携し、早期の就労自立を目指して個別の状況に応じた細やかな支援を行う。 また、就労に課題のある場合は、就労訓練事業や就労体験事業(H28年度～)などを利用し、一般就労に向けて意欲や経験などの向上を目指して継続的な支援を行う。 ＜支援実績(平成27年度)＞ ・支援者数 91人 (内 就労開始 45人) ・就労訓練利用者数 1人	

取組名称	(25)生活保護受給者の就労支援	H28年度予算
開始時期	平成25年 (担当課) 生活福祉課	14,998千円
取組の内容と現状等	キャリアカウンセラー(仕事の適正等についてアドバイスする人)による就労相談、セミナー、カウンセリング等を通じて被保護者の就労意欲を喚起するとともに、求人開拓員が独自に被保護者のための求人先の開拓を行い、就労に向けたきめ細やかな支援を実施。 ＜支援実績(平成27年度)＞ ・支援者数 93人 (内 就労開始 54人、保護廃止に至った人数 12人)	

取組名称	(26)就労活動促進費の支給	H28年度予算
開始時期	平成25年 (担当課) 生活福祉課	
取組の内容と現状等	生活保護受給者が積極的に求職活動に取り組むための費用として就労活動促進費を支給。 (支給額) ・生業費 46千円以内 ・技能修得費 78千円以内 ・就職支度費 30千円以内 ＜支給実績(平成27年度)＞ ・生業費 0件 ・就職支度費 0件 ・技能修得費 57件 (671,693円、内自動車運転免許取得2件を含む)	

取組名称	(27)就労自立給付金	H28年度予算
開始時期	平成26年 (担当課) 生活福祉課	895千円
取組の内容と現状等	安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対し、生活保護脱却後の不安定な生活を支えるための給付金。 ＜支給実績＞ ・平成26年度 5件、312,408円 ・平成27年度 16件、1,144,484円	

② 親の学び直しの支援

- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合に高等学校等就学費を支給

取組名称	(30)高等学校等就学費	H28年度予算
開始時期	(担当課) 生活福祉課	
取組の内容と現状等	高等専門学校等を卒業していないもので、自立助長に効果的に役立つと認められる就学に対して給付。 ＜支給実績(平成27年度)＞ 0件	

(支給額)	
・入学検定料	2,200円以内
・入学料	5,650円以内
・入学準備金	63,200円以内
・教材費・通学費	実費を支給
・基本額	5,450円/月
・学級費	1,670円/月
・学習支援費	5,150円/月

4. 経済的支援

④ 教育扶助の支給方法

取組名称	(33)教育扶助	H28年度予算
開始時期	(担当課) 生活福祉課	63,818千円
取組の内容と現状等	義務教育を受ける生活保護世帯の子どもに対し、入学準備金や教育扶助基本額を支給。(27年度決算 65,974,324円) (支給額) ・入学準備金 小学校 40,600円、中学校 47,400円 ・教育扶助基本額 小学校 2,210円/月、中学校 4,290円/月 ・学習支援費 小学校 2,630円/月、中学校 4,450円/月 ・学級費 小学校 670円/月、中学校 750円/月	

⑤ 生活保護世帯の子供の進学時の支援

取組名称	(34)高校進学支援	H28年度予算
開始時期	(担当課) 生活福祉課	34,425千円
取組の内容と現状等	高等学校等に就学する子どもに対し、入学検定料や入学準備金などの生業扶助として給付。 ＜支給実績(平成27年度)＞ 180件(33,187,880円、1件当たり184,377円)	

子供の貧困対策に関する大綱の体系と主な取組み

< 環境産業部 ・ 総務部 >

3. 保護者に対する就労の支援

【和泉市における就労支援の取組み】

< 環境産業部 >

取組名称	【1】和泉市無料職業紹介センター
開始時期	(担当課) 商工労働室
取組の内容と現状等	就労支援コーディネーターが職業を紹介、斡旋。市独自の求人情報のほか、大阪府下のハローワーク求人情報も提供。 <出張相談> ・和泉シティプラザ 南棟2階 相談室4 (毎週月曜日 13:00~16:30) ・ゆう・ゆうプラザ(毎週火曜日 13:00~16:30) ・和泉市南部リージョンセンター(毎週木曜日 13:00~16:30) ・和泉市北部リージョンセンター(毎週金曜日 13:00~16:30) <平成27年度実績> ・相談件数 543人(実人数) ・紹介件数 259件 ・就職件数 80件

取組名称	【2】就職情報フェア
開始時期	(担当課) 商工労働室
取組の内容と現状等	泉大津公共職業安定所、大阪府総合労働事務所、和泉商工会議所と連携し、求人企業と求職者を一堂に集め、合同就職面接会等を年2回開催。 <平成27年度実績> ・来場者 360人 ・参加企業 48社 ・就職者 36人

取組名称	【3】職業能力開発奨励補助金
開始時期	(担当課) 商工労働室
取組の内容と現状等	再就職やスキルアップのための対象講座を修了した人に補助金を交付。 <支給額> 講習会の受講料(教材費を含む)の額で、20,000円を限度 <交付実績(平成27年度)> 18人

取組名称	【4】若者支援セミナー
開始時期	(担当課) 商工労働室
取組の内容と現状等	15~39歳の市内在住者を対象に、就職支援に関するセミナーを開催。 <開催内容> パソコン、コミュニケーションスキルアップ、履歴書・面接対策 等 <開催実績(平成27年度)> 10回、参加者90人

取組名称	【5】職業能力開発講習会
開始時期	(担当課) 商工労働室
取組の内容と現状等	求職中の方がスキルアップを図るための資格取得講習会を開催。 <開催実績(平成27年度)> ・フォークリフト運転技能講習会 資格取得者 19人 ・介護職員初任者研修 資格取得者 18人 ・玉掛け(クレーンなどに物を掛け外しする作業)技能講習会 資格取得者 10人

< 総務部 >

取組名称	【6】再就職チャレンジ支援講座
開始時期	(担当課) 人権・男女参画室
取組の内容と現状等	出産等で離職した女性や起業等をめざす女性の意識の向上やきっかけ作りとして講座を開催。 (平成28年度開催内容) ・『自分らしく働く”を考える～働き方とお金のお話～』(3回講座) ⇒ 起業する際に必要な確定申告などの知識や、働く上で自分たちに関わる税金や年金、扶養についての知識と貯蓄の方法を学ぶ ・『女性のための「お仕事」応援セミナー』(3回講座) (1)ビジネスメイクアップセミナー (2)再就職をめざす女性のマザーズセミナー (3)プチ起業～私だからできる起業への第一歩

学力向上施策の展開イメージ

和泉市として平成31年度までに「全国学力・学習状況調査」全国平均を上回ることをめざす

小中一貫した取組みの活性化

① 小中一貫校区学力向上推進リーダー

きめ細やかな指導の充実

① 小学校3年生における
少人数指導にかかる非常勤講師

学習習慣の定着・自学自習力の育成

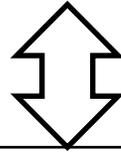
- ① (仮称)和泉塾
- ② 子どもの貧困対策体制整備
チーフ・スクールソーシャルワーカー
の活用
- ③ 学力向上サポーター派遣事業

学力向上（学習習慣の定着・自学自習力の育成）

①（仮称）和泉塾 制度設計（案）

- ◆対 象 市内小学校 5 年生から中学校 3 年生を対象（9,340 名 H28.5.1 現在）
- ◆参加条件 和泉市立学校に通う学習意欲のある児童・生徒
 - ※参加者数見込 300 名（1 会場あたり 75 名程度）
 - ★応募者多数の場合は抽選（なお、要保護・準要保護児童生徒については優先）
- ◆実施回数 通常時：週 2 回、 夏期休業時：週 3 回
- ◆指導時間帯 児童：午後 5 時～午後 7 時、 生徒：午後 7 時～午後 9 時
- ◆指導教科 1 回につき、
 - ・児童（算数・国語）各 50 分
 - ・生徒（数学・英語）各 50 分
- ◆授業料 月 1,000 円（教材費は別途徴収、要保護児童・生徒に対しては授業料免除）
- ◆実施会場 市内 4 会場（北部リージョン、青少年センター、和泉図書館集会室、生涯学習サポート館等を候補とする）
- ◆指導形態 個別グループ指導（異学年が混じるグループ）
 - <メリット> 習熟度の違いに対応しやすいため学習効果が高い、教室確保が少なく済む
 - <デメリット> 定員増に対応が困難

和泉市教育委員会
【市内各学校との連携】



【(仮称) 和泉塾】(外部委託事業)

- ★市内小学校5年生から中学校3年生を対象(300名程度の参加見込)
- ★応募者多数の場合は抽選(要保護・準要保護児童生徒を優先)

ケースワーカー
(生活福祉課)

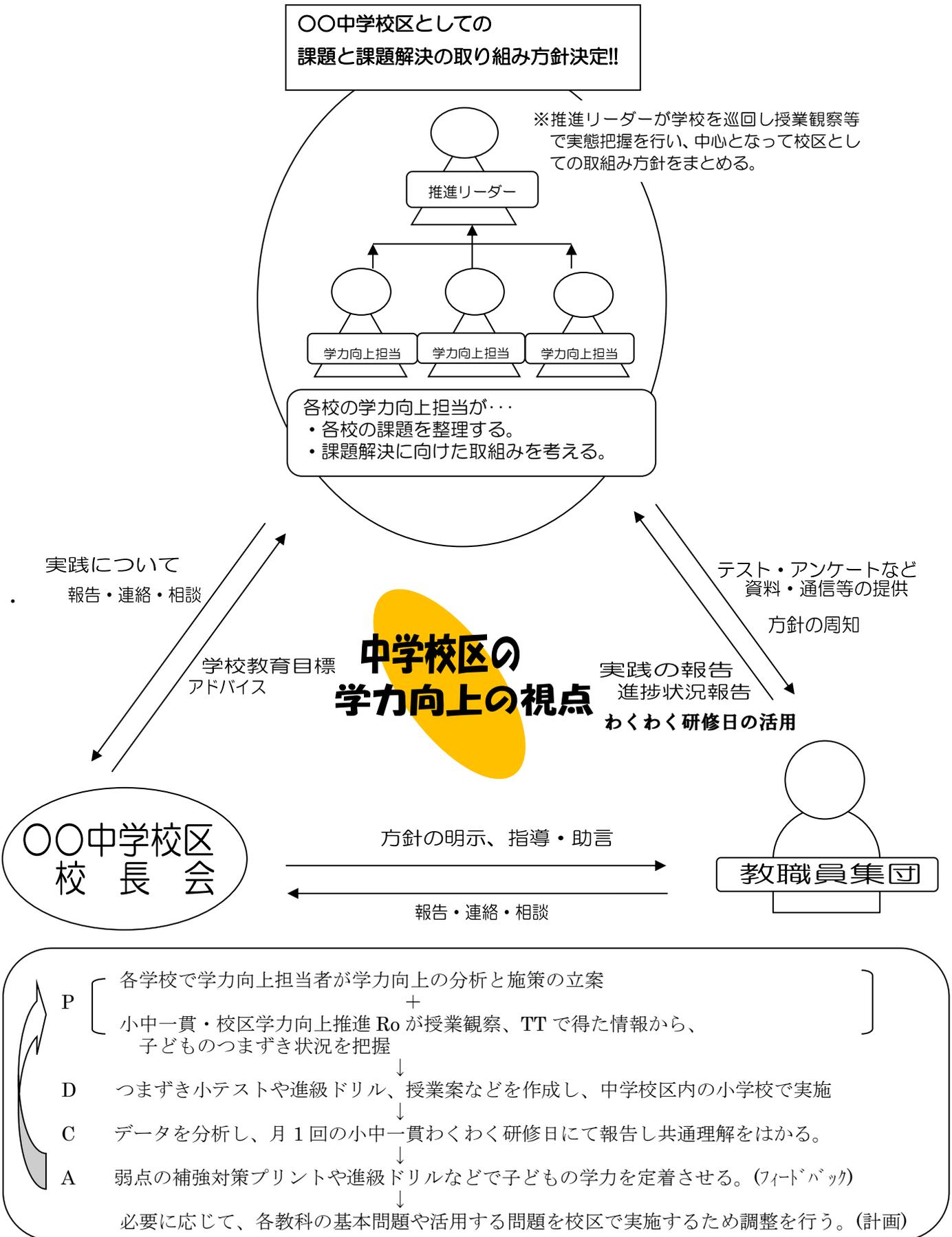
CSW・くらしサポート
センター(福祉総務課)

チーフSSW
(指導室)

各部局と連携した子どもの貧困対策施策

【小中一貫した取組みの活性化】

☆小中一貫・校区学力向上推進リーダーを中心とした、学力向上の取組み（案）



【きめ細やかな指導の充実】

小学校3年生における少人数指導に伴う非常勤講師の配置（案）

目的 小学校2年生までは35人学級編制で3年生から40人学級編制となる。2年生から3年生に進級の際、学級数が減少することにより1学級あたりの人数が増え、一人ひとりの児童に向きあう時間の確保が課題である。また、学習内容が多様化することから、授業につまずき、集中力が欠ける児童も生じる。これを踏まえ市費による非常勤講師(週16時間)を配置し、一部教科で少人数指導を実施することで、進度に応じた教育等を行うことができ、児童が落ちついて学習できる環境を整え、学力向上につなげる。

活用例 算数を中心として学年で取組む重点教科については、教科の時間割をそろえることで、以下の展開を行うことが可能。

①小学校3年生の算数で少人数指導を行う。

週5時間ある算数を、1クラス2分割や2クラス3分割し、きめ細やかな少人数指導を行う。

②算数以外の時間は、各学校の実情により、重点教科を決め、同様の分割での少人数指導やチーム・ティーチングを行う。

【その他】学年のつまずき状況を確認するためのテスト作成や分析、克服課題のプリントの作成、自学自習ノート(自分で課題を決めて克服する宿題)の好事例紹介等の通信発行等

効果検証

- ・つまずき状況の確認テストや単元別テストの状況
- ・児童の授業への満足度調査アンケート
- ・授業参観、保護者への満足度アンケート

次年度対象となる1学級あたり35人越えの学校（現時点見込み9校）

国府小・和気小・池上小・黒鳥小・北池田小・
いぶき野小・北松尾小・信太小・鶴山台南小

和泉市いじめ防止基本方針 (案)

平成29年●月

和泉市・和泉市教育委員会

目次

はじめに	1
I いじめの防止等のための基本的な方向	
1 いじめの定義	2
2 基本理念	3
(1) いじめは絶対に許されない	
(2) 対等で豊かな人間関係を築く	
(3) 地域社会全体で取り組む	
II いじめの防止等のための対策	
1 和泉市における体制整備	4
(1) 総合教育会議の開催	
(2) 和泉市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(3) 和泉市いじめ防止対策委員会の設置	
2 学校が実施する施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校基本方針の運用	
(3) いじめの防止等の対策のための組織の設置	
(4) いじめ防止等に関する取組み	
3 教育委員会が実施する施策	7
(1) 学校への支援	
(2) 相談機関の整備と周知	
III 重大事態への対処	8
(1) 重大事態の報告	
(2) 総合教育会議の開催①	
(3) 調査の実施	
(4) 調査結果の報告及び提供	
(5) 総合教育会議の開催②	
(6) 市長による再調査等	
(7) 総合教育会議の開催③	
(8) 議会への報告	
重大事態発生時の対応フロー	11

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本市教育委員会では、いじめ対応パンフレット「許さないぞ！いじめ かけがえのない子どものために～人権意識を高めよう～」(平成20年4月発行・平成25年3月改訂)を作成配付し、いじめはどの児童生徒にもどの学校でも起こる可能性があるとの認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢に立ち、未然防止、早期発見、早期対応の取組みをすすめるべく、「学校に対する指示事項」等において各学校に対し指導してきたところです。

『和泉市いじめ防止基本方針(以下「市基本方針」という。)』は、「いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、これまで教育委員会が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や家庭・地域・関係機関との連携等一層の取組みの強化を図るため、いじめの防止等のための基本的な方針として策定するものです。

I いじめの防止等のための基本的な方向

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法による定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その児童生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての児童生徒に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、児童生徒がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめの防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で児童生徒に自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

Ⅱ いじめの防止等のための対策

1 和泉市における体制整備

(1) 総合教育会議の開催

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定（平成27年4月1日一部改正）に基づき、市長が設ける総合教育会議において、適宜、いじめの防止等の対策や児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、協議・調整を行います。

(2) 和泉市いじめ問題対策連絡協議会の設置

○教育委員会は、法第14条第1項に基づき、いじめ問題等に関する機関の連携を図るため、「和泉市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置します。

○連絡協議会は、教育委員会、小中校長会代表、和泉警察署、岸和田子ども家庭センター、その他の関係機関等により構成します。

○連絡協議会は、市基本方針に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進するため、関係機関等相互の情報交換及び共有化を行います。

(3) 和泉市いじめ防止対策委員会の設置

○教育委員会は、法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により教育委員会の附属機関として「和泉市いじめ防止対策委員会（以下「市対策委員会」という。）」を設置します。

○市対策委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成します。

○市対策委員会は、市基本方針に基づく学校におけるいじめの防止の取組みについて審議を行うとともに、法第28条第1項に規定された学校における重大事態に対する調査も行います。

2 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第13条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する取組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」として定めます。
- 学校基本方針には、いじめの防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置、いじめの未然防止や早期発見の在り方、重大事態も含めたいじめの通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載します。
- 児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめの防止等の取組みについて学校教育計画に位置付け、示すこととしています。

(2) 学校基本方針の運用

- 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置するいじめの防止等の対策のための組織を中心に点検し、P D C A サイクルにより必要に応じて見直します。
- 学校基本方針策定後、児童生徒、保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、W e b ページなどに掲載し周知します。

(3) いじめの防止等の対策のための組織の設置

- 法第22条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員で構成される「学校いじめ防止等対策委員会（以下「学校対策委員会」という。）」を置きます。
- 内容に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理・福祉の専門的知識を有する者の参加も検討します。

(4) いじめの防止等に関する取組み

①いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも起こりうることから、児童生徒一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによるいじめを許さない集団づくりを進め、クラス集団や自主活動の集団における信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育ていくための取組みを学校教育活動のすべてにおいて取り組んでいきます。

②いじめの早期発見

いじめは、他人の気が付かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないように努めます。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

③いじめへの対処

いじめ（あるいは、いじめの可能性）の発見・通報が確認された場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応を行います。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関等と連携を図りつつ対応にあたります。

3 教育委員会が実施する施策

(1) 学校への支援

①学校の取組みに対する指導等

教育委員会は、学校における学校基本方針の策定や体制の確立、及びいじめ防止の取組みの推進等に関して、指導・助言するとともに、必要な情報提供を行います。また、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を派遣し、いじめの防止等にかかる教育相談や年間計画に沿った学校の取組みを支援します。

そのほか、いじめ事象が発生した際、必要に応じて指導主事や臨床心理士等外部の専門家を派遣し、学校のいじめへの対応を支援します。

②教員の資質向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修を充実させ、教員の資質能力の向上を図ります。

(2) 相談機関の整備と周知

①教育相談の実施

教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備として、教育センターに「いじめ相談ホットライン」を開設し、電話相談や来所による相談、メール相談を行います。

②相談窓口の広報

教育委員会のホームページや保護者への配布文書等において、教育センターの教育相談をはじめとして、大阪府教育センターにおける教育相談（子ども向けの「すこやかホットライン」、保護者向けの「さわやかホットライン」）や被害者救済システム「子ども家庭相談室」、チャイルドライン等を広報します。

Ⅲ 重大事態への対処

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

(1) 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。

(2) 総合教育会議の開催①

- 市長は、総合教育会議を開催し、重大事態にかかる情報の共有を図るほか、今後の対応方針について協議を行います。

(3) 調査の実施

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断します。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校対策委員会」が調査を行います。

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

②教育委員会の附属機関が主体となって調査を行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育

活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の附属機関である「市対策委員会」が行います。

なお、学校による調査結果について、保護者が改めて第三者による調査を希望し、その必要があると認める場合や、事実関係を明確にするために専門的見地からの調査が必要な場合も、「市対策委員会」が調査を行います。

(4) 調査結果の報告及び提供

- 学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会の附属機関が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告します。
- 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

(5) 総合教育会議の開催②

- 市長は、総合教育会議を開催し、学校及び教育委員会の附属機関による調査の結果や重大事態へのこれまでの対応について検証を行います。
- 再調査を行わない場合は、再発防止策等について協議を行います。

(6) 市長による再調査等

- (4)の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、さらに詳細な調査が必要であると認めるときには、法30条第2項に基づき、報告結果について再調査を行います。
- 再調査は、公平性・中立性を図るため、当該重大事態の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成した「和泉市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、再調査の進捗状況及び結果を説明します。

(7) 総合教育会議の開催③

- 市長は、総合教育会議を開催し、いじめ問題再調査委員会の再調査結果を踏まえ、再発防止策等について協議を行います。
- 市長と教育委員会は、自らの権限と責任において、当該重大事態への対処や再発防止等に必要な措置を講じます。

(8) 議会への報告

- 市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を市議会に報告します。
- 報告については、個々のプライバシーに対して十分配慮します。

重大事態発生時の対応フロー

